

第35回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和8年5月20日（水）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和8年5月20日（水）午前10時00分から午前11時27分
2. 開催場所 壬生町役場 101会議室
3. 出席委員 9人
会長 10番 大橋 好一
会長職務代理者 8番 琴寄 成人
委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 4番 刀川 正己 5番 鯉沼 玲子
6番 大関 孝男 7番 葭葉 孝男 9番 木野内 佳代子
4. 参集推進委員
高山ゆき子推進委員
5. 議事日程
開会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第3号 壬生町農用地利用集積等促進計画の件について
報告第1号 非農地証明願の件について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他
閉会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 岡 洋子 主幹兼農地調整係長 今野 大地 主査 田口 梨沙
主査 山川 慶一
7. 会議の概要
令和8年5月20日（水）【午前10時00分開会】

- 局長 定刻になりましたので、第35回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は9名で、高橋宏治委員より欠席の連絡をいただいております。なお、高山ゆき子推進委員にも出席をいただいております。総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 改めましておはようございます。田植えも随分進み、大体終わったかと思えます。あとは大口の方が若干残っているほどであるかなと思えます。昨日は随分暑かったかと思いますが、これからの暑くなる時期に向け、外での農作業の際には熱中症に十分気をつけていただきたいと思います。

また、農業委員と農地利用最適化推進委員の皆さんの活動もあと残りわずかとなってきました。残された期間を皆さんと共に責任を果たしていきたいと思えますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

今年から酷暑日というのが設定されたと、皆さんもニュースでお聞きになっているかもしれませんが、これから全国で35度、猛暑日に近い気温が観測されたという報告も聞くことになると思えますが、皆さん、体に十分気をつけていただくことを切にお願いしたいと思います。

来月は卒業旅行と、3年間ともに過ごした中での退任に伴う農業委員会の懇親会も予定されておりますが、体調を崩さぬよう、皆さんのご参加をいただくことを願いながら、挨拶の言葉とさせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

- 局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議長 それでは、5番 鯉沼玲子委員、6番 大関孝男委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記は、事務局職員の 今野主幹を指名いたします。

-
- 議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題とい

たします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (今野農地調整係長)

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、議案に従いまして、ご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (宇都宮市) 自作地 4㌥

譲受人 _____ (安塚二) 自作地 265㌥ 貸付地 42㌥

(土地の表示)

壬生町大字安塚 _____ 畑 227.64㎡

壬生町大字安塚 _____ 畑 233.24㎡

合計 460.88㎡

贈与による所有権移転 稼働3人

第2項

譲渡人 _____ (三好町) 自作地 38㌥

譲受人 _____ (星の宮) 自作地 99㌥ 借受地 496㌥

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲 _____ 畑 1359㎡

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働3人

第3項

譲渡人 _____ (下坪) 自作地 125㌥

譲受人 _____ (北原) 自作地 163㌥ 借受地 660㌥

(土地の表示)

壬生町大字七ツ石 _____ 田 315㎡

贈与による所有権移転 稼働2人

第4項

譲渡人 持分2分の1

_____ (車塚) 自作地 1疔

譲受人 _____ (安塚三) 自作地 9疔

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲 _____ 畑 169㎡

贈与による所有権移転 稼働3人

第5項

賃貸人 _____ (中表町) 自作地 48疔 貸付地 29疔

賃借人 _____ (中表町) 自作地 110疔 借受地 85疔

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲 _____ 田 759㎡

5年間の賃借権の設定 稼働1人

第6項

譲渡人 _____ (下表町) 自作地 143疔 借受地 64疔

譲受人 有限会社 _____

取締役 _____ (壬生町)

自作地 58疔 借受地 39疔

(土地の表示)

壬生町表町 _____ 田 1361㎡

壬生町表町 _____ 田 477㎡

合計 1838㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働3人

第7項

譲渡人 _____ (下表町) 自作地 54疔 貸付地 127疔

譲受人 _____ (下表町) 自作地 143疔 借受地 64疔

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙 _____ 田 2307㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働2人

第8項

譲渡人 _____ (下表町) 自作地 54㌥ 貸付地 127㌥

譲受人 有限会社 _____

取締役 _____ (壬生町)

自作地 58㌥ 借受地 39㌥

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙 _____ 田 389㎡

壬生町大字壬生乙 _____ 田 338㎡

壬生町大字壬生乙 _____ 田 433㎡

合計 1160㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働3人

第9項

譲渡人 _____ (下表町) 自作地 54㌥ 貸付地 127㌥

譲受人 有限会社 _____

取締役 _____ (壬生町)

自作地 58㌥ 借受地 39㌥

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲 _____ 田 167㎡

壬生町大字壬生甲 _____ 田 274㎡

壬生町大字壬生甲 _____ 田 34㎡

合計 475㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働3人

第10項

譲渡人 _____ (宇都宮市) 自作地 34㌥

譲受人 _____ (車塚) 自作地 97㌥ 借受地 1205㌥

(土地の表示)

壬生町大字福和田 _____ 田 766㎡

壬生町大字福和田 _____ 田 554㎡

壬生町大字福和田_____	田	2 1 2 9 m ²
	合計	3 4 4 9 m ²

贈与による所有権移転 稼働3人

なお、第1項から第10項案件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農作業常時従事要件について、申請書、添付資料、農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしております。説明は以上です。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 鯉沼 玲子 委員

●5番 鯉沼 玲子 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第1項について説明いたします。

去る5月13日に私と高橋宏治農業委員、中川義人副推進委員長と、譲渡人の_____氏の申請代理人の___氏、譲受人の_____氏立会いのもと、現地調査を行いました。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。以上ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 葭葉 孝男 委員

●7番 葭葉 孝男 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第2項について説明いたします。

去る5月16日に私と琴寄成人職務代理、戸崎裕司推進委員と、譲受人の____氏との立会いのもと、周辺地域との関係性について現地調査を行いましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしました。いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。以上です。

○議長 ありがとうございました。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第3項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 木野内 佳代子 委員

●9番 木野内 佳代子 委員（3項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第3項について説明いたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第5項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員 (5項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第5項について説明いたします。

去る5月18日に私と安納一雄農業委員、荒川広文推進委員と、賃借人の_____

氏の立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いました。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしました。いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。以上ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第6項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員（6項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第6項について説明いたします。

去る5月18日に私と安納一雄農業委員、荒川広文推進委員と、代理人の____行政書士の立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いました。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしました。いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との要件も満たしておりました。以上ご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第6項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第7項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

●1番 早乙女 春香 委員（7項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第7項について説明いたします。

去る5月18日に先ほどの第6項案件と同じメンバーで現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いました。チェックシートに従い1番から

7番の項目について確認をいたしました。いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との要件も満たしておりました。以上ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第7項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、関連がございますので、第8項案件、第9項案件を議題といたします。ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

●1番 早乙女 春香 委員(8項、9項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第8項、第9項について説明いたします。

去る5月18日に先ほどの第6項、第7項案件と同じメンバーで現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いました。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしました。いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との要件も満たしておりました。以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは、第8項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第8項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第9項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第9項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第9項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第10項案件を議題といたします。ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
なお、本案件は、_____が譲受人となる事案です。農業委員会法第31条の規定により、議事参与が制限されますので、当該事案の議事については、私は退席することになります。

○議長 ここで、議長を琴寄職務代理に交代し、退席いたします。

(大橋会長 退席)

(琴寄職務代理 議長席に着席)

○議長 (琴寄成人職務代理)

会長退席のため、議長を務めさせていただきます。

それでは、改めまして、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 (琴寄成人職務代理)

2番 安納 一雄 委員

●2番 安納 一雄 委員（10項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第10項について説明いたします。

去る5月12日に私と早乙女春香農業委員、大橋 肇推進委員と、譲受人の_____立会いのもと、現地調査を行いました。周辺地域との関係性について現地確認をいたしましたのでご報告申し上げます。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたので、よろしく願いいたします。

○議長（琴寄成人職務代理）

ありがとうございました。それでは、第10項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長（琴寄成人職務代理）

発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第10項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（琴寄成人職務代理）

全員賛成ですので、議案第1号第10項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（琴寄成人職務代理）

ここで、退席されておりました会長にお戻りいただき、議長を交代したいと思います。

（琴寄成人職務代理 自席へ 着席）

（大橋好一会長 議長席へ 着席）

○議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明(今野大地農地調整係長)

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。

第1項

貸人 _____ (幸町三丁目)

借人 _____ (下野市)

(土地の表示)

壬生町大字壬生丁 _____ 畑 481㎡

一般住宅敷地 30年間の使用貸借権の設定

第2項

賃貸人 _____ (下坪)

_____ (下坪)

賃借人 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字羽生田 _____ 畑 1294㎡

壬生町大字助谷 _____ 畑 876㎡のうち

153.93㎡

合計 2170㎡のうち

1447.93㎡

園芸用土採取及び搬出入路 1年間の賃貸借権の設定

第3項

譲渡人 _____ (六美町北部)

譲受人 _____ (上長田)

_____ (上長田)

(土地の表示)

壬生町大字壬生丁 _____ 畑 330㎡

一般住宅敷地 売買による所有権移転

第4項

賃貸人 _____ (台宿)
_____ (助谷原)
_____ (台宿)

賃借人 株式会社 _____
代表取締役 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字助谷字東原 _____	畑	1 8 4 6 m ²
壬生町大字助谷字東原 _____	畑	4 4 9 m ²
壬生町大字助谷字東原 _____	畑	6 4 1 m ²
壬生町大字助谷字東原 _____	畑	3 4 7 m ²
	合計	3 2 8 3 m ²

園芸用土採取及び表土置場 1年間の賃借権の設定

第5項

貸人 _____ (北小林)

借人 _____ (鹿沼市)
_____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字北小林 _____	畑	2 5 5 m ²
----------------	---	----------------------

一般住宅敷地 20年間の使用賃借権の設定

第6項

譲渡人 _____ (下表町)

譲受人 有限会社 _____
取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町表町 _____	畑	2 4 7 m ²
-------------	---	----------------------

駐車場敷地 売買による所有権移転

第7項

譲渡人 _____ (栃木市)

譲受人 _____ (城内)

(土地の表示)

壬生町大字下稲葉 _____ 田 499 m²

農家住宅敷地 売買による所有権移転

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る5月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 1番 早乙女 春香 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 1番 早乙女 春香 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、去る5月15日金曜日に、私と、安納一雄農業委員、高橋宏治農業委員、高山ゆき子推進委員、岡 洋子局長、今野大地主幹、山川慶一主査の7名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____ から東に約350mのところ position しており、第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は現在、_____ 内のアパートで生活しております。子供が生まれると現在のアパートでは手狭となること、将来両親の面倒が見られるように、生まれ育った壬生町での建築を計画いたしました。

事業資金 _____ 万円は、銀行融資で対応するため、金融機関の融資証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地であります。不許可の例外規定の『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されたもの』に該当し、代替性の検討も行っており、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は、原案のとおり決定いたしました。本案件につきましては、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員 (2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告いたします。

申請地は、_____から北西へ約540mのところ position しており、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は園芸用土の採取を行う建設関係の仕事に就いており、今回副業として園芸用土採取及び販売を個人で行います。

園芸用土採取のため、隣接地から保安距離を北側、西側、南側1mを確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削の深さは3.5mを予定しております。埋戻用土は_____内の株式会社_____から調達予定です。また、採取した園芸用土は_____内の株式会社_____に販売予定です。

事業資金_____万円は、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われる、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は、原案のとおり決定いたしました。本案件につきましては、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員 (3項案件について報告)

次に第3項案件についてご報告いたします。

申請地は、_____から_____を挟んで南東へ約400mのところ

に位置しており第1種農地に該当します。
事業計画書によりますと、譲受人は_____内の借家で現在、家族4人と親世帯2人の計6人で生活していますが、子供が成長し、そろそろ自己所有の不動産を持ち、将来の生活の場として住宅を建築したいと計画いたしました。土地の選定については、自己所有地はないため、不動産会社から紹介された土地で検討したところ、市街地や公共施設が近いことも踏まえ申請地を選定いたしました。

事業資金_____万円は、融資で対応するため、金融機関の融資証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、不許可の例外規定の『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されたもの』に該当し、代替性の検討も行っており、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は、原案のとおり決定いたしました。本案件につきましては、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員 (4項案件について報告)

次に第4項案件についてご報告いたします。

申請地は、_____から北西へ約220mのところの位置しており、第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は園芸用土の採取及び販売を生業としております。園芸用土採取のため、道路に接している面は保安距離を2m、それ以外は隣接地から保安距離を1m確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削の深さは3.5mを予定しております。埋戻用土は_____内の有限会社_____産業から調達予定です。また、採取した園芸用土は同じく_____内の有限会社_____産業に販売予定です。

事業資金_____万円は、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われる、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 それでは、私からよろしいですか。

この辺は前にも園芸用土採取で案件がなかったですかね。地図ではこの土地

の真ん中に斜めに道のようなものが入っていますが。

●事務局説明（今野大地農地調整係長）

これは赤道ですので、この部分は掘削しないことになっています。

○議長 表土置場の所が前回農地転用で申請のあった所ですか。そして、地図で事業場と記されている土地が今回の申請地なのですか。

●事務局説明（今野大地農地調整係長）

そうなります。南側の表土置場は今回は掘らない形となります。

○議長 表土置場も今回の申請に入っているのですか。

●事務局説明（今野大地農地調整係長）

今回の一時転用面積に入っています。面積1846㎡の農地が表土置場となる所です。

○議長 わかりました。

○議長 その他、何かございますか。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は、原案のとおり決定いたしました。本案件につきましては、5月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員（5項案件について報告）

次に第5項案件についてご報告いたします。

申請地は、_____から東へ約680mのところの位置しており第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は現在、_____内の賃貸住宅で夫婦と子供2人の4人で生活をしています。2人目の子供が生まれてからは手狭で部屋数が足りない状況であること、子供たちが小学校に入学する前に住宅建築をしたいということで計画しておりましたが、自己所有の土地はなく土地を探していたところ、実家に隣接した土地を所有している_____から提案があり、将来的に親の面倒を見ることが出来る今回の申請地を選定いたしました。

事業資金_____万円は、融資で対応するため、金融機関の融資証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、不許可の例外規定の『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されたもの』に該当し、代替性の検討も行っており、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は、原案のとおり決定いたしました。本案件につきましては、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第6項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員 (6項案件について報告)

次に第6項案件についてご報告いたします。

申請地は、_____から北東へ約460mのところに位置しており第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は_____の生産を主な生業としております。

現在、生産量・出荷量も増え、生産販売の際に使用する作業用車両の駐車場が必要になり、ハウス近隣に拡張用地を探していたところ、隣接する本件申請地が最良と判断し選定となりました。

事業資金約_____円については、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、不許可の例外規定の『農業用施設』に該当することから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第6項は、原案のとおり決定いたしました。本案件につきましては、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第7項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員（7項案件について報告）

次に第7項案件についてご報告いたします。

申請地は、_____から東へ約430mのところに位置しており第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は現在、_____内の賃貸住宅にて親子5人で生活しております。現在の住居が子供の成長とともに手狭になってきていること、また、耕作地まで車で__分程度かかり、作業効率が悪いことから、耕作地から近く、農地の拡充も見込める申請地に住居の建築を計画いたしました。

事業資金_____万円は、融資で対応するため、金融機関の融資証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、不許可の例外規定の『住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されたもの』に該当し、代替性の検討も行っており、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第7項は、原案のとおり決定いたしました。本案件につきましては、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の件について、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明（今野大地農地調整係長）

それでは議案第3号「農用地利用集積等促進計画の件について」、ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づき策定した『農用地利用集積等促進計画』を議案のとおりを実施することについて、同法同条第3項の規定に基づき、農業委員会に意見を求めるものでございます。

それでは、農用地利用集積等促進計画各筆明細に従いましてご説明いたします。

議案書8ページ、賃貸借権分について、記載のとおり申請が5件、面積合計が21,076㎡となっております。

続いて、議案書9ページから10ページ、使用貸借権分について、記載のとおり申請が9件、面積合計12,868㎡となっております。

続いて、議案書11ページから12ページ、所有権移転分について、記載のとおり申請が5件、面積合計16,742㎡となっております。

以上、各案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「農用地利用集積等促進計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員

9ページの使用貸借権のところ、農地中間管理機構に利用権を設定する者と、農地中間管理機構を通して利用権の設定を受ける者が同じ人になっていることについて教えていただきたいのですが。

●事務局説明（今野大地農地調整係長）

農政課に確認したのですが、_____の圃場整備の兼ね合いで、壬生町でここまで手続きをしなければならないということで、このような形で実施したということです。

●1番 早乙女 春香 委員

そうですか。どうもありがとうございます。

●事務局説明（今野大地農地調整係長）

バンクへの貸付までは壬生町で行わなくてはならないということです。

○議長 圃場整備をする時には、今はバンクに貸し付けなければならないのですか。

●事務局説明（今野大地農地調整係長）

そういうことらしいです。

○議長 ここに記載されている壬生町の4人の人が、_____で圃場整備を行うということなのですか。

●事務局説明（今野大地農地調整係長）

_____で圃場整備計画を作るにあたって、壬生町の方で、バンクへの貸付のところまで整備計画を作らなければならないということで、バンクに貸し付ける人もバンクから貸し付けを受ける人も同じになっているのですが、圃場整備計画の兼ね合いでということ聞いております。

●8番 琴寄 成人 委員

わざわざ自分の農地を自分で借りなくてもよいのでは。手続きが必要だというのですか。

●事務局説明（今野大地農地調整係長）

_____の圃場整備計画の中で、そこまでの壬生町での手続きがどうしても必要だということです。

○議長 圃場整備を行う事務の流れの中で、このような手続きが必要だということですかね。

ここの4人の農地が_____で行う圃場整備計画の農地として入っているということなのですかね。今回壬生町で行う_____地区の圃場整備計画の関係ではないということなのですね。

それでは、逆に、_____地区の圃場整備計画の中に、_____の人の農地が入っている場合は、_____で同じように手続きをするのですよね。そのようなことをこちらから_____に要請しているのですかね。

要は、そのような流れの中の手続きということですね。わかりました。

○議長 その他に何かございますか。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積等促進計画の件について」、原案のとおり「意見なし」と回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の件について」、原案のとおり「意見なし」とする回答として、町に意見を送付いたします。

-
- 議長 次に、報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の13ページのとおり1件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

- 議長 ただいまの事務局の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 大関 孝男 委員 (1項案件について報告)

報告第1号 非農地証明願の第1項の件についてご報告いたします。4月23日に、私と廣澤 薫推進委員、願出人の代理人の_____行政書士とともに現地を確認してまいりました。20年以上山林化しており、農地復元は困難な状況であることを確認してまいりましたので、審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。

- 議長 ありがとうございました。ただいまの第1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長 次に報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の14ページのとおり4件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の15ページのとおり3件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

○議長　その他に何かございますか。

(意見なし)

○議長　よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第35回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午前11時27分閉会】

会 長 大橋好一

5 番 鮎沼玲子

6 番 大関孝男